

公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第29号

公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例（平成22年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第9条」を「、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項」に改める。

第2条第1項中「地方公共団体金融機構」を「法第2条第1項各号に掲げる団体」に改める。

第6条の次に次の7条を加える。

（特定法人）

第7条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、町が出資しているもののうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとする。

（退職派遣者とならない職員）

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

（退職派遣者を採用しなければならない場合）

第9条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合
- （2） 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でない認められるとき。

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を採用することができない場合)

第10条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(取決めにおいて定める事項)

第11条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第12条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する聖籠町職員の給与に関する条例第18条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第13条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認め

られる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。